

強風襲来！！！！

新年度となって間もない4月3日、一関出張所管内にも急速に発達した低気圧による強風と雨が襲来しました。

強風が過ぎ去った後には.....



倒木が発生。
現地確認により、この木が国土交通省の所有地に生えていることがわかり、隣の民家の方とお話をして、その後、木を伐採いたしました。

一関出張所では今回の事態を受け、民地にご迷惑をおかけする可能性のある樹木について調査を行い、事前に伐採を行っておりますが、このようなことが今後、起こらないように、ご心配なところがございましたら、地域の皆さまからの情報をお寄せ下さい。

↑ 第3遊水地の管理用通路の斜面

情報提供のお願い



↑ 工事看板が倒れた堤防上の道路



↑ 車両の轍跡でえぐれた堤防

出張所では、様々な情報を集めて河川を管理し住民の方の命と財産を守っているところですが、雨の多い時期を控えまして、より素早い情報収集を行い、異状箇所を早期に発見して対策をしたいところです。そのため、堤防の巡視等の体制を強化しておりますが、河川・河川敷をご利用の皆さまからも情報を頂ければと思います。堤防の異状にお気づきの際は一関出張所までご連絡ください。

堤防の異状とは、堤防の斜面にクラックがある、芝が剥がれているといったことのほかに、例えば、看板が堤防天端(てんば)の管理用通路(堤防上に敷かれた道路)に倒れている(→事故の起こる可能性)、堤防にタイヤ痕がある(→そこから堤防が壊れる可能性、国民の財産が傷つけられている)といった状況等を指します。